

<大規模盛土造成地の経過観察について概要>

① 経過観察頻度レベルの定義、盛土の分類、優先度ランクとの関係

経過観察頻度レベル	定 義	盛土の分類	優先度ランク
高	変状若しくは湧水が認められるため「高」頻度で経過観察が必要な盛土。	変状若しくは湧水が認められる盛土 ※滑動崩落を示唆する変状は「早期に第2次スクリーニング」を行う必要があるため対象外。	A 1・A 4 (「変状有」若しくは「地下水有」に該当する盛土)
	変状及び湧水が認められないが、変状及び湧水を除く優先度評価指標のいずれかに該当するため「高」頻度で経過観察が必要な盛土。	変状及び湧水が認められないが、以下の優先度評価指標のいずれかに該当する盛土 ・盛土下の不安定な土層有。 ・盛土および擁壁の形状と構造が非標準。	A 1・A 4 (「変状有」若しくは「地下水有」に該当しない盛土) A 2・A 3 B 1・B 2 (「盛土下の不安定な土層有」に該当する盛土)
中	造成年代と変動確率を除く、全ての優先度評価指標が該当しないため「中」程度の頻度で経過観察が必要な盛土。	造成年代と変動確率を除く、全ての優先度評価指標に該当しない盛土。	B 1・B 2 (「盛土下の不安定な土層有」に該当しない盛土) B 3・B 4・C

② 経過観察の点検内容

種 別	点検内容
定期点検	盛土全体を対象とし、新たな変状・湧水の発見や過去に確認された変状・湧水の経時変化、盛土および擁壁の形状と構造の変化を確認する点検で、第2次スクリーニング計画の現地踏査に相当する。 第2次スクリーニングによる安全性の確認が完了した盛土を除く、全ての大規模盛土造成地で実施する。

③ 経過観察頻度レベルに応じた実施頻度

経過観察頻度レベル	定期点検
高	1 年毎
中	5 年毎

※国土交通省、大規模盛土造成地の経過観察マニュアルより。